

みんなでつくりよう消費者が主役の社会 5月は消費者月間です

消費生活センターに相談しましょう

悪質商法・契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付けています。トラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センター☎(616) 1547へご相談ください。

被害に遭わないために出前講座をご利用ください

講師が、公民館や学校などに出向き、最近の相談事例を交えながら、その手口や対処法について説明します。講話に加えて、消費者団体による「寸劇」や「替え歌」などを入れることもできます。詳しくは、8ページをご覧ください。

出張相談・パネル展

消費者被害の未然防止・解決を目指して「出張相談」を開催します。またさまざまなトラブルなどを紹介したパネル展も併せて開催しますので、ご覧ください。

■出張相談

▽期日・会場 5月13日(水)＝河内区(白沢町)、



◀写真に、アプリをダウンロードしたスマートフォンなどをかざすと、AR(拡張現実)で動画をご覧いただけます。詳しくは、市庁舎をご覧ください。

5月22日(金)＝篠井区(下小池町)、5月29日(金)＝横川区(屋板町)。

▽時間 午前10時～午後3時。ただし正午～午後1時は除く。

■パネル展

▽期間・会場 5月8日まで＝市役所1階市民ホール、5月9～15日＝河内区、5月16～22日＝篠井区、5月23～29日＝横川区。

☎消費生活センター☎(616)1547